

表紙	資格管理	帳票名称 用紙サイズ	56 15折明書 A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	発行年月日	和暦表記	●			●	
2	首長名	役職名＋首長名	●			●	
3	世帯主住所	都道府県名漢字＋市町村名漢字＋住所＋地番＋方書	●			●	
4	世帯主氏名		●			●	
5	文書番号			●			
6	連番	(引抜用番号)	●				
7	処分通知年月日	和暦表記	●			●	
8	通知文		●			●	
9	問い合わせ先 郵便番号		●				
10	問い合わせ先 住所		●				
11	問い合わせ先 課名		●				
12	問い合わせ先 電話番号		●				
13	被保険者記号			●			
14	被保険者番号			●			

窓空宛名

年 月 日

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

国民健康保険料（税）の納付のお願い及び納付相談のご案内について

あなたの滞納保険料（税）については、これまで再三にわたり督促、催告等により納付をお願いしてまいりましたが、いまだに納付されていません。

特別の事情等がなく、このまま保険料（税）の滞納を続けますと、特別療養費の支給対象となります。

特別療養費の支給対象となりますと、医療機関等の窓口で一旦全額自己負担していただくなくてはなりません。

つきましては、下記の通り納付相談を行いますので、この通知書と以下の持ち物をご持参の上、必ずご来庁ください。

なお、納付できない特別の事情等がある場合は、「保険料の納付に係る特別の事情等に関する届出書」をご提出ください。

記

1. 納付相談期間

年 月 日 から 年 月 日

2. 持ち物

書類（保険料の納付に係る特別の事情等に関する届出書）の提出期限
年 月 日

3. 相談及び書類提出場所

国保課

- ◎ 期間内に都合が悪い場合は必ずご連絡ください。
- ◎ 本書との行き違いに納付された場合はご容赦ください。
- ◎ あなたが滞納している保険料（税）は、別紙のとおりです。

（お問い合わせ先）

〒000-0000

〇〇市〇〇町1丁目2番3号

国保課

電話番号 000-000-0000

表紙	資格管理	帳票名称 用紙サイズ	57 国民健康保険料（税）納付相談通知 A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	窓空宛名郵便番号		●			●	
2	窓空宛名住所		●			●	
3	窓空宛名氏名		●			●	
4	発行年月日	和暦表記	●			●	
5	署名名	役職名＋首長名	●			●	
6	公印		●			●	
7	相談期間開始	和暦表記	●			●	
8	相談期間終了	和暦表記	●			●	
9	提出期限	和暦表記	●			●	
10	通番	(引抜用番号)	●			●	
11	カスタマバースコード			●			
12	被保険者証番号			●			
13	被保険者番号						
14	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
15	問い合わせ先 住所		●			●	
16	問い合わせ先 課名		●			●	
17	問い合わせ先 電話番号		●			●	
18	文書番号			●			
19	未納金額			●			
20	通知文		●			●	

対象年度 年度 国民健康保険税納入通知書

窓空宛名

年 月 日

〇〇市長
〇〇 〇〇



連番

※ 口座引き落とし致します。

金融機関名		口座 種別		口座 番号	
-------	--	----------	--	----------	--

※この納入通知書は「世帯主」宛にお送りしております。世帯主が他の保険に加入している場合も同様です。

様

通知書番号

	合計
合計	円
医療分	円
支援金分	円
介護分	円
子ども分	円

期別		1期	2期	3期
納期限				
内 訳	合計	円	円	円
	医療分	円	円	円
	支援金分	円	円	円
	介護分	円	円	円
	子ども分	円	円	円

〈お問い合わせ先〉
〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	01 仮納入通知書（単票） A4
----	------	---------------	---------------------

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	対象年度	和暦表記	●			●	
2	郵便番号		●			●	
3	封入番号	(引扱用番号) 連番を設定	●			●	
4	住所		●			●	
5	宛先氏名		●			●	
6	文言	口座支払の場合、以下の文言を表示 "※ 口座引き落とし致します。"	●			●	
7	金融機関名	口座支払の場合のみ設定	●			●	
8	口座種別	口座支払の場合のみ設定	●			●	
9	口座番号	口座支払の場合のみ設定	●			●	
10	発行日	和暦表記	●			●	
11	首長役職名		●			●	
12	首長名		●			●	
13	納付義務者氏名		●			●	
14	納付義務者住所		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、 また これに伴う帳票レイアウトへの反映について は令和8年度の検討において実施する方針としたこと を踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで に実装することとする。
15	通知書番号		●			●	
16	収算定額・全体分		●			●	
17	収算定額・医療・全体分		●			●	
18	収算定額・支援・全体分		●			●	
19	収算定額・介護・全体分		●			●	
20	収算定額・子ども・全体分		●			●	
21	期別納期限		●			●	
22	合計・期別調定額		●			●	
23	医療・期別調定額		●			●	
24	支援金・期別調定額		●			●	
25	介護・期別調定額		●			●	
26	子ども・期別調定額		●			●	
27	公印		●			●	
28	カスタマーバーコード		●			●	
29	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を 標準オプションとする。
30	通知文						
31	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
32	問い合わせ先 住所		●			●	
33	問い合わせ先 課名		●			●	
34	問い合わせ先 電話番号		●			●	

窓空宛名

通知書番号

被保険者番号

年度国民健康保険税を下記のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。

年 月 日

〇〇市長

〇〇 〇〇

印

年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険税	円	円	円

この通知書は、〇年〇月〇日時点の情報により
算定しています。

※ 賦課明細は次頁のとおり。

（単位：円）

普 通 徴 収 期 別 納 付 額					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	年 月 日				
第2期	年 月 日				
第3期	年 月 日				
第4期	年 月 日				
第5期	年 月 日				
第6期	年 月 日				
第7期	年 月 日				
第8期	年 月 日				
随1期	年 月 日				

（単位：円）

特 別 徴 収 月 別 納 付 額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月	年 月 日				
6月	年 月 日				
8月	年 月 日				
10月	年 月 日				
12月	年 月 日				
2月	年 月 日				

（来年度の仮徴収のご案内）

来年度の4月、6月、8月は、特別徴収仮徴収額として、上記2月の特別徴収額と同額が
天引きされます。

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

※下記口座から振替させていただきます。

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

納組コード
納組名称

※下記年金から天引きさせていただきます

保険税納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に
市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係
る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起する
ことができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができな
いこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000

〇〇市〇〇町1丁目2番3号

国保課

電話 000-000-0000

通知書番号

被保険者番号

国民健康保険税決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	×	%		
	資産割額	基礎額		
	×	%		
	均等割額	被保険数	人	人
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
支援金分	条例減免額			
	減免額			
	(A) 医療分保険税額			
	所得割額	基礎額		
	×	%		
	資産割額	基礎額		
	×	%		
	均等割額	被保険数	人	人
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
介護分	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(B) 支援金分保険税額			
	所得割額	基礎額		
	×	%		
	資産割額	基礎額		
	×	%		
	均等割額	被保険数	人	人
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
子ども分		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	減免額			
	(C) 介護分保険税額			
	所得割額	基礎額		
	×	%		
	資産割額	基礎額		
	×	%		
	均等割額※	被保険数	人	人
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額※		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(D) 子ども分保険税額			
決定保険税額(A)+(B)+(C)+(D)				

※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたりXX, XXX, XXX円）を含んでいます。
また、政令軽減額の内、均等割額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

表紙	帳票管理	帳票名称	02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用
		用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	宛名・郵便番号	(引抜用番号) 連番を設定	●			●	
2	宛名・封入番号		●			●	
3	宛名・住所		●			●	
4	宛名・氏名		●			●	
5	宛名・通知書番号		●			●	
6	宛名・被保険者番号		●			●	
7	宛名・宛名文面（通知）	“〇〇年度国民健康保険料（税）を下記のとおり決定（更正）いたしましたので通知します。”を設定	●			●	
8	宛名・発送日（通知）	和暦表記	●			●	
9	宛名・首長役職名		●			●	
10	宛名・首長名		●			●	
11	納付義務者氏名		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については令和8年度の検討において実施する方針としたことを踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで
12	納付義務者住所		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については令和8年度の検討において実施する方針としたことを踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで
13	表題・帳票名称		●			●	
14	決定税額・更正前		●			●	
15	決定税額・更正後		●			●	
16	決定税額・増減	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）	●			●	
17	更正年月日		●			●	
18	普通徴収・表題・1期		●			●	
19	普通徴収・納期限・1期		●			●	
20	普通徴収・期別税額・1期・更正前		●			●	
21	普通徴収・期別税額・1期・更正後		●			●	
22	普通徴収・期別税額・1期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで問い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
23	普通徴収・期別税額・1期・今回納付額		●			●	
24	普通徴収・表題・2期		●			●	
25	普通徴収・納期限・2期		●			●	
26	普通徴収・期別税額・2期・更正前		●			●	
27	普通徴収・期別税額・2期・更正後		●			●	
28	普通徴収・期別税額・2期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで問い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
29	普通徴収・期別税額・2期・今回納付額		●			●	
30	普通徴収・表題・3期		●			●	
31	普通徴収・納期限・3期		●			●	
32	普通徴収・期別税額・3期・更正前		●			●	
33	普通徴収・期別税額・3期・更正後		●			●	
34	普通徴収・期別税額・3期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで問い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
35	普通徴収・期別税額・3期・今回納付額		●			●	
36	普通徴収・表題・4期		●			●	
37	普通徴収・納期限・4期		●			●	
38	普通徴収・期別税額・4期・更正前		●			●	
39	普通徴収・期別税額・4期・更正後		●			●	

表紙	賦課管理	機票名称	
		用紙サイズ	
		02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
40	普通徴収・期別税額・4期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
41	普通徴収・期別税額・4期・今回納付額		●			●	
42	普通徴収・表題・5期		●			●	
43	普通徴収・納期限・5期		●			●	
44	普通徴収・期別税額・5期・更正前		●			●	
45	普通徴収・期別税額・5期・更正後		●			●	
46	普通徴収・期別税額・5期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
47	普通徴収・期別税額・5期・今回納付額		●			●	
48	普通徴収・表題・6期		●			●	
49	普通徴収・納期限・6期		●			●	
50	普通徴収・期別税額・6期・更正前		●			●	
51	普通徴収・期別税額・6期・更正後		●			●	
52	普通徴収・期別税額・6期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
53	普通徴収・期別税額・6期・今回納付額		●			●	
54	普通徴収・表題・7期		●			●	
55	普通徴収・納期限・7期		●			●	
56	普通徴収・期別税額・7期・更正前		●			●	
57	普通徴収・期別税額・7期・更正後		●			●	
58	普通徴収・期別税額・7期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
59	普通徴収・期別税額・7期・今回納付額		●			●	
60	普通徴収・表題・8期		●			●	
61	普通徴収・納期限・8期		●			●	
62	普通徴収・期別税額・8期・更正前		●			●	
63	普通徴収・期別税額・8期・更正後		●			●	
64	普通徴収・期別税額・8期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
65	普通徴収・期別税額・8期・今回納付額		●			●	
66	普通徴収・表題・9期		●			●	
67	普通徴収・納期限・9期		●			●	
68	普通徴収・期別税額・9期・更正前		●			●	
69	普通徴収・期別税額・9期・更正後		●			●	
70	普通徴収・期別税額・9期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
71	普通徴収・期別税額・9期・今回納付額		●			●	
72	普通徴収・表題・10期		●			●	
73	普通徴収・納期限・10期		●			●	
74	普通徴収・期別税額・10期・更正前		●			●	
75	普通徴収・期別税額・10期・更正後		●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		02	国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用
		用紙サイズ	
		A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
76	普通徴収・期別税額・10期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプシジョンとする。
77	普通徴収・期別税額・10期・今回納付額		●			●	
78	普通徴収・表額・11期		●			●	
79	普通徴収・納期限・11期		●			●	
80	普通徴収・期別税額・11期・更正前		●			●	
81	普通徴収・期別税額・11期・更正後		●			●	
82	普通徴収・期別税額・11期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプシジョンとする。
83	普通徴収・期別税額・11期・今回納付額		●			●	
84	普通徴収・表額・12期		●			●	
85	普通徴収・納期限・12期		●			●	
86	普通徴収・期別税額・12期・更正前		●			●	
87	普通徴収・期別税額・12期・更正後		●			●	
88	普通徴収・期別税額・12期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプシジョンとする。
89	普通徴収・期別税額・12期・今回納付額		●			●	
90	普通徴収・表額・13期		●			●	
91	普通徴収・納期限・13期		●			●	
92	普通徴収・期別税額・13期・更正前		●			●	
93	普通徴収・期別税額・13期・更正後		●			●	
94	普通徴収・期別税額・13期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプシジョンとする。
95	普通徴収・期別税額・13期・今回納付額		●			●	
96	特別徴収・期別税額・1期・引落日		●			●	
97	特別徴収・期別税額・1期・更正前		●			●	
98	特別徴収・期別税額・1期・更正後		●			●	
99	特別徴収・期別税額・1期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプシジョンとする。
100	特別徴収・期別税額・1期・今回納付額		●			●	
101	特別徴収・期別税額・2期・引落日		●			●	
102	特別徴収・期別税額・2期・更正前		●			●	
103	特別徴収・期別税額・2期・更正後		●			●	
104	特別徴収・期別税額・2期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプシジョンとする。
105	特別徴収・期別税額・2期・今回納付額		●			●	
106	特別徴収・期別税額・3期・引落日		●			●	
107	特別徴収・期別税額・3期・更正前		●			●	
108	特別徴収・期別税額・3期・更正後		●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用	A4
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
109	特別徴収・期別税額・3期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
110	特別徴収・期別税額・3期・今回納付額		●			●	
111	特別徴収・期別税額・4期・引落日		●			●	
112	特別徴収・期別税額・4期・更正前		●			●	
113	特別徴収・期別税額・4期・更正後		●			●	
114	特別徴収・期別税額・4期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
115	特別徴収・期別税額・4期・今回納付額		●			●	
116	特別徴収・期別税額・5期・引落日		●			●	
117	特別徴収・期別税額・5期・更正前		●			●	
118	特別徴収・期別税額・5期・更正後		●			●	
119	特別徴収・期別税額・5期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
120	特別徴収・期別税額・5期・今回納付額		●			●	
121	特別徴収・期別税額・6期・引落日		●			●	
122	特別徴収・期別税額・6期・更正前		●			●	
123	特別徴収・期別税額・6期・更正後		●			●	
124	特別徴収・期別税額・6期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
125	特別徴収・期別税額・6期・今回納付額		●			●	
126	保険料納付方法等・仮徴収文面	”（来年度の仮徴収のご案内） 来年度の4月、6月、8月は、特別徴収仮徴収額として、上記2月の特別徴収額と同額が天引きされます。”を設定	●			●	
127	更正事由・異動	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で集約した異動事由を出力する事例もあることから、個人毎の異動事由は標準オプションとする。
128	更正事由・届出	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で集約した異動事由を出力する事例もあることから、個人毎の異動事由は標準オプションとする。
129	更正事由・理由	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で集約した異動事由を出力する事例もあることから、個人毎の異動事由は標準オプションとする。
130	更正事由・氏名	義務者氏名漢字を設定 ※対象人数が2人以上の場合、義務者氏名漢字 + ”他〇名” ※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で集約した異動事由を出力する事例もあることから、個人毎の異動事由は標準オプションとする。
131	普通徴収・期別税額・文面	口座振替の場合、”※下記口座から振替させていただきます。”を設定 なお、特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、任意の文言への変更や非表示とすることも可能とする。		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。

業務	賦課管理	帳票名称	02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用
		用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
132	金融機関名欄			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
133	普通徴収・期別税額・金融機関名			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
134	口座種別欄			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
135	普通徴収・期別税額・口座種別			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
136	振替区分欄			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
137	普通徴収・期別税額・振替区分	前期振替の場合、“全期前納引落”を設定 期別振替の場合、“期別引落”を設定		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
138	口座番号欄			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
139	普通徴収・期別税額・口座番号			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
140	口座名義人欄			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
141	普通徴収・期別税額・口座名義人			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
142	普通徴収・期別税額・納組文面（納組コードの上段）	納組支払いの場合、“※”記納組から振替させていただきます。”を設定		●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
143	普通徴収・期別税額・納組コード			●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
144	普通徴収・期別税額・納組名称			●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
145	徴収文面	仮徴対象又は本徴収対象の場合、“※下記年金から天引きさせていただきます。”を設定	●			●	
146	徴収方法	仮徴対象又は本徴収対象の場合、“特別徴収”を設定	●			●	
147	特徴者氏名漢字	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
148	特徴者生年月日	日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	
149	特徴者性別	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 打ち出し形式（例）男 or 女	●			●	
150	特徴者住所	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
151	特別徴収義務者	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
152	特別徴収対象年金	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
153	特別徴収対象年金額	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	

表紙	賦課管理	02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用
	用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
154	通知文						
155	医療分・税率・所得割・税率	所得割税率（百分率）の小數第2位までを設定	●			●	
156	医療分・更正前・所得割・基礎額		●			●	
157	医療分・更正後・所得割・基礎額		●			●	
158	医療分・増減・所得割・基礎額	所得割算定基礎額（※最新）－所得割算定基礎額（※前歴）	●			●	
159	医療分・更正前・所得割・税額		●			●	
160	医療分・更正後・所得割・税額		●			●	
161	医療分・増減・所得割・税額	所得割額（※最新）－所得割額（※前歴）	●			●	
162	医療分・税率・資産割・税率	資産割税率（百分率）の小數第2位までを設定	●			●	
163	医療分・更正前・資産割・基礎額		●			●	
164	医療分・更正後・資産割・基礎額		●			●	
165	医療分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額（※最新）－資産割算定基礎額（※前歴）	●			●	
166	医療分・更正前・資産割・税額		●			●	
167	医療分・更正後・資産割・税額		●			●	
168	医療分・増減・資産割・税額	資産割額（※最新）－資産割額（※前歴）	●			●	
169	医療分・税率・均等割・税率		●			●	
170	医療分・更正前・均等割・人数		●			●	
171	医療分・更正後・均等割・人数	均等割人数（※最新）－均等割人数（※前歴）	●			●	
172	医療分・増減・均等割・人数		●			●	
173	医療分・更正前・均等割・税額		●			●	
174	医療分・更正後・均等割・税額		●			●	
175	医療分・増減・均等割・税額	均等割額（※最新）－均等割額（※前歴）	●			●	
176	医療分・更正前・平等割額		●			●	
177	医療分・更正後・平等割額		●			●	
178	医療分・増減・平等割額	平等割額（※最新）－平等割額（※前歴）	●			●	
179	医療分・更正前・算出額		●			●	
180	医療分・更正後・算出額	算出額（※最新）－算出額（※前歴）	●			●	
181	医療分・増減・算出額		●			●	
182	医療分・更正前・政令軽減額・判定		●			●	
183	医療分・更正後・政令軽減額・判定		●			●	
184	医療分・更正前・政令軽減額・所得割額		●	●		●	産前産後軽減額を含む
185	医療分・更正後・政令軽減額・所得割額		●	●		●	産前産後軽減額を含む
186	医療分・増減・政令軽減額・所得割額	軽減所得割額（※最新）－軽減所得割額（※前歴）	●	●		●	産前産後軽減額を含む
187	医療分・更正前・政令軽減額・均等割額		●	●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
188	医療分・更正後・政令軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
189	医療分・増減・政令軽減額・均等割額	軽減均等割額（※最新）－軽減均等割額（※前歴）		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
190	医療分・更正前・政令軽減額・平等割額			●		●	
191	医療分・更正後・政令軽減額・平等割額			●		●	
192	医療分・増減・政令軽減額・平等割額	軽減平等割額（※最新）－軽減平等割額（※前歴）		●		●	
193	医療分・更正前・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
194	医療分・更正後・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
195	医療分・増減・未就学児均等割軽減額	未就学児均等割軽減額（※最新）－未就学児均等割軽減額（※前歴）		●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
196	医療分・更正前・産前産後軽減額			●		●	
197	医療分・更正後・産前産後軽減額			●		●	
198	医療分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額（※最新）－産前産後軽減額（※前歴）		●		●	
199	医療分・更正前・限度超過額		●			●	
200	医療分・更正後・限度超過額		●			●	
201	医療分・増減・限度超過額	限度超過額（※最新）－限度超過額（※前歴）	●			●	
202	医療分・更正前・年間保険税・項目名称	年間保険料（税）設定	●			●	
203	医療分・更正前・年間保険税		●			●	
204	医療分・更正後・年間保険税		●			●	
205	医療分・増減・年間保険税	年間保険税額（※最新）－年間保険税額（※前歴）	●			●	
206	医療分・更正前・増減調整額		●			●	
207	医療分・更正後・増減調整額		●			●	
208	医療分・増減・増減調整額	合計分増減調整額（※最新）－合計分増減調整額（※前歴）	●			●	
209	医療分・更正前・条例減免額			●		●	条例減免額（旧扶養差減免額）は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプシオンとする。

表紙	賦課管理		帳票名称 用紙サイズ
	02 国民健康保険料(税) 決定(更正) 通知書_現年度用	A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
210	医療分・更正後・条例減免額			●		●	条例減免額(旧扶養者減免額)は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
211	医療分・増減・条例減免額	条例減免額(※最新) - 条例減免額(※前歴)		●		●	条例減免額(旧扶養者減免額)は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
212	医療分・更正前・減免額		●			●	
213	医療分・更正後・減免額		●			●	
214	医療分・増減・減免額	減免額(※最新) - 減免額(※前歴)	●			●	
215	医療分・更正前・保険税額・項目名称	医療分保険料(税)額を設定	●			●	
216	医療分・更正前・医療分保険税額		●			●	
217	医療分・更正後・保険税額		●			●	
218	医療分・増減・医療分保険税額	合計決定保険税額(※最新) - 合計決定保険税額(※前歴)	●			●	
219	支援金分・税率・所得割・税率	支援金所得割税率(百分率)の小数第2位までを設定	●			●	
220	支援金分・更正前・所得割・基礎額		●			●	
221	支援金分・更正後・所得割・基礎額		●			●	
222	支援金分・増減・所得割・基礎額	所得割算定基礎額(※最新) - 所得割算定基礎額(※前歴)	●			●	
223	支援金分・更正前・所得割・税額		●			●	
224	支援金分・更正後・所得割・税額		●			●	
225	支援金分・増減・所得割・税額	所得割額(※最新) - 所得割額(※前歴)	●			●	
226	支援金分・税率・資産割・税率	支援金資産割税率(百分率)の小数第2位までを設定	●			●	
227	支援金分・更正前・資産割・基礎額		●			●	
228	支援金分・更正後・資産割・基礎額		●			●	
229	支援金分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額(※最新) - 資産割算定基礎額(※前歴)	●			●	
230	支援金分・更正前・資産割・税額		●			●	
231	支援金分・更正後・資産割・税額		●			●	
232	支援金分・増減・資産割・税額	資産割額(※最新) - 資産割額(※前歴)	●			●	
233	支援金分・税率・均等割・税率		●			●	
234	支援金分・更正前・均等割・人数		●			●	
235	支援金分・更正後・均等割・人数		●			●	
236	支援金分・増減・均等割・人数	均等割人数(※最新) - 均等割人数(※前歴)	●			●	
237	支援金分・更正前・均等割・税額		●			●	
238	支援金分・更正後・均等割・税額		●			●	
239	支援金分・増減・均等割・税額	均等割額(※最新) - 均等割額(※前歴)	●			●	
240	支援金分・更正前・平等割額		●			●	
241	支援金分・更正後・平等割額		●			●	
242	支援金分・増減・平等割額	平等割額(※最新) - 平等割額(※前歴)	●			●	
243	支援金分・更正前・算出額		●			●	
244	支援金分・更正後・算出額		●			●	
245	支援金分・増減・算出額	算出額(※最新) - 算出額(※前歴)	●			●	
246	支援金分・更正前・政令軽減額・判定		●			●	
247	支援金分・更正後・政令軽減額・判定		●			●	
248	支援金分・増減・政令軽減額・判定		●			●	
249	支援金分・更正前・政令軽減額・所得割額		●	●		●	産前産後軽減額を含む
250	支援金分・増減・政令軽減額・所得割額	軽減所得割額(※最新) - 軽減所得割額(※前歴)	●	●		●	産前産後軽減額を含む
251	支援金分・更正前・政令軽減額・均等割額		●	●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
252	支援金分・更正後・政令軽減額・均等割額		●	●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
253	支援金分・増減・政令軽減額・均等割額	軽減均等割額(※最新) - 軽減均等割額(※前歴)		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
254	支援金分・更正前・政令軽減額・平等割額			●		●	
255	支援金分・更正後・政令軽減額・平等割額			●		●	
256	支援金分・増減・政令軽減額・平等割額	軽減平等割額(※最新) - 軽減平等割額(※前歴)		●		●	
257	支援金分・更正前・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
258	支援金分・更正後・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
259	支援金分・増減・未就学児均等割軽減額	未就学児均等割軽減額(※最新) - 未就学児均等割軽減額(※前歴)		●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
260	支援金分・更正前・産前産後軽減額			●		●	
261	支援金分・更正後・産前産後軽減額			●		●	
262	支援金分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額(※最新) - 産前産後軽減額(※前歴)		●		●	
263	支援金分・更正前・限度超過額		●			●	
264	支援金分・更正後・限度超過額		●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用	
		用紙サイズ	
		A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
265	支援金分・増減・限度超過額	限度超過額（※最新）－限度超過額（※前歴）	●			●	
266	支援金分・更正前・年間保険税・項目名称	年間保険料（税）額を設定	●			●	
267	支援金分・更正前・年間保険税		●			●	
268	支援金分・更正後・年間保険税		●			●	
269	支援金分・増減・年間保険税	年間保険税額（※最新）－年間保険税額（※前歴）	●			●	
270	支援金分・更正前・増減調整額		●			●	
271	支援金分・更正後・増減調整額		●			●	
272	支援金分・増減・増減調整額	合計分増減調整額（※最新）－合計分増減調整額（※前歴）	●			●	
273	支援金分・更正前・条例減免額			●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知することから標準オプションとする。
274	支援金分・更正後・条例減免額			●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知することから標準オプションとする。
275	支援金分・増減・条例減免額	条例減免額（※最新）－条例減免額（※前歴）		●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知することから標準オプションとする。
276	支援金分・更正前・減免額		●			●	
277	支援金分・更正後・減免額		●			●	
278	支援金分・増減・減免額	減免額（※最新）－減免額（※前歴）	●			●	
279	支援金分・増減・減免額	支援金分保険料（税）額を設定	●			●	
280	支援金分・更正前・保険税額・項目名称		●			●	
281	支援金分・更正後・保険税額		●			●	
282	支援金分・増減・保険税額	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴）	●			●	
283	介護分・税率・所得割・税率	介護所得割税率（百分率）の小数第2位までを設定	●			●	
284	介護分・更正前・所得割・基礎額		●			●	
285	介護分・更正後・所得割・基礎額		●			●	
286	介護分・増減・所得割・基礎額	所得割算定基礎額（※最新）－所得割算定基礎額（※前歴）	●			●	
287	介護分・更正前・所得割・税額		●			●	
288	介護分・更正後・所得割・税額		●			●	
289	介護分・増減・所得割・税額	所得割額（※最新）－所得割額（※前歴）	●			●	
290	介護分・税率・資産割・税率	介護資産割税率（百分率）の小数第2位までを設定	●			●	
291	介護分・更正前・資産割・基礎額		●			●	
292	介護分・更正後・資産割・基礎額		●			●	
293	介護分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額（※最新）－資産割算定基礎額（※前歴）	●			●	
294	介護分・更正前・資産割・税額		●			●	
295	介護分・更正後・資産割・税額		●			●	
296	介護分・増減・資産割・税額	資産割額（※最新）－資産割額（※前歴）	●			●	
297	介護分・税率・均等割・税率		●			●	
298	介護分・更正前・均等割・人数		●			●	
299	介護分・更正後・均等割・人数		●			●	
300	介護分・増減・均等割・人数	均等割人数（※最新）－均等割人数（※前歴）	●			●	
301	介護分・更正前・均等割・税額		●			●	
302	介護分・更正後・均等割・税額		●			●	
303	介護分・増減・均等割・税額	均等割額（※最新）－均等割額（※前歴）	●			●	
304	介護分・更正前・平等割額		●			●	
305	介護分・更正後・平等割額		●			●	
306	介護分・増減・平等割額	平等割額（※最新）－平等割額（※前歴）	●			●	
307	介護分・更正前・算出額		●			●	
308	介護分・更正後・算出額		●			●	
309	介護分・増減・算出額	算出額（※最新）－算出額（※前歴）	●			●	
310	介護分・更正前・政令軽減額・判定		●			●	
311	介護分・更正後・政令軽減額・判定		●			●	
312	介護分・増減・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む
313	介護分・更正前・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む
314	介護分・増減・政令軽減額・所得割額	軽減所得割額（※最新）－軽減所得割額（※前歴）		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
315	介護分・更正前・政令軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
316	介護分・更正後・政令軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
317	介護分・増減・政令軽減額・均等割額	軽減均等割額（※最新）－軽減均等割額（※前歴）		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
318	介護分・更正前・政令軽減額・平等割額			●		●	
319	介護分・更正後・政令軽減額・平等割額			●		●	
320	介護分・増減・政令軽減額・平等割額	軽減平等割額（※最新）－軽減平等割額（※前歴）		●		●	
321	介護分・更正前・産前産後軽減額			●		●	
322	介護分・更正後・産前産後軽減額			●		●	
323	介護分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額（※最新）－産前産後軽減額（※前歴）		●		●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		02	国民健康保険料(税)決定(更正)通知書_現年度用
		用紙サイズ	
		A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
324	介護分・更正前・限度超過額		●			●	
325	介護分・更正後・限度超過額		●			●	
326	介護分・増減・限度超過額	限度超過額 (※最新) - 限度超過額 (※前歴)	●			●	
327	介護分・更正前・年間保険税・項目名称	"年間保険料(税)"を設定	●			●	
328	介護分・更正前・年間保険税		●			●	
329	介護分・更正後・年間保険税		●			●	
330	介護分・増減・年間保険税	年間保険税額 (※最新) - 年間保険税額 (※前歴)	●			●	
331	介護分・更正前・増減調整額		●			●	
332	介護分・増減・増減調整額		●			●	
333	介護分・増減・増減調整額	合計分増減調整額 (※最新) - 合計分増減調整額 (※前歴)	●			●	
334	介護分・更正前・減免額		●			●	
335	介護分・更正後・減免額		●			●	
336	介護分・増減・減免額		●			●	
337	介護分・更正前・保険税額・項目名称	"介護分保険料(税)額"を設定	●			●	
338	介護分・更正前・保険税額		●			●	
339	介護分・更正後・保険税額		●			●	
340	介護分・増減・保険税額		●			●	
341	子ども分・税率・所得割・税率	合計決定保険税額 (※最新) - 合計決定保険税額 (※前歴) 子ども所得割税率 (百分率) の小数第2位までを設定	●			●	
342	子ども分・更正前・所得割・基礎額		●			●	
343	子ども分・更正後・所得割・基礎額		●			●	
344	子ども分・増減・所得割・基礎額		●			●	
345	子ども分・更正前・所得割・税額	所得割算定基礎額 (※最新) - 所得割算定基礎額 (※前歴)	●			●	
346	子ども分・更正後・所得割・税額		●			●	
347	子ども分・増減・所得割・税額		●			●	
348	子ども分・税率・資産割・税率	所得割額 (※最新) - 所得割額 (※前歴) 子ども資産割税率 (百分率) の小数第2位までを設定	●			●	
349	子ども分・更正前・資産割・基礎額		●			●	
350	子ども分・更正後・資産割・基礎額		●			●	
351	子ども分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額 (※最新) - 資産割算定基礎額 (※前歴)	●			●	
352	子ども分・更正前・資産割・税額		●			●	
353	子ども分・更正後・資産割・税額		●			●	
354	子ども分・増減・資産割・税額	資産割額 (※最新) - 資産割額 (※前歴)	●			●	
355	子ども分・税率・均等割・税率		●			●	
356	子ども分・更正前・均等割・人数		●			●	
357	子ども分・更正後・均等割・人数		●			●	
358	子ども分・増減・均等割・人数	均等割人数 (※最新) - 均等割人数 (※前歴)	●			●	
359	子ども分・更正前・均等割・税額		●			●	オプション項目「子ども分・更正前・18歳以上均等割額・税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
360	子ども分・更正後・均等割・税額		●			●	項目「子ども分・更正後・18歳以上均等割・税額」を請求明細に内訳として出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
361	子ども分・増減・均等割・税額	均等割額 (※最新) - 均等割額 (※前歴)	●			●	オプション項目「子ども分・増減・18歳以上均等割額・税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
362	子ども分・税率・18歳以上均等割・税率			●			
363	子ども分・更正前・18歳以上均等割・人数			●			
364	子ども分・更正後・18歳以上均等割・人数			●			
365	子ども分・増減・18歳以上均等割・人数			●			
366	子ども分・更正前・18歳以上均等割・税額			●			
367	子ども分・更正後・18歳以上均等割・税額		●			●	納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険者に通知する必要があることから、実装必須とする。
368	子ども分・増減・18歳以上均等割・税額			●			
369	子ども分・更正前・平等割額		●			●	
370	子ども分・更正後・平等割額		●			●	
371	子ども分・増減・平等割額	平等割額 (※最新) - 平等割額 (※前歴)	●			●	
372	子ども分・更正前・算出額		●			●	
373	子ども分・更正後・算出額		●			●	
374	子ども分・増減・算出額	算出額 (※最新) - 算出額 (※前歴)	●			●	
375	子ども分・更正前・政令軽減額・判定		●			●	
376	子ども分・更正後・政令軽減額・判定		●			●	
377	子ども分・更正前・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減減額を含む
378	子ども分・更正後・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減減額を含む
379	子ども分・増減・政令軽減額・所得割額	軽減所得割額 (※最新) - 軽減所得割額 (※前歴)		●		●	産前産後軽減減額を含む 未就学児均等割軽減減額、産前産後軽減減額及び18歳未満均等割軽減減額を含む
380	子ども分・更正前・政令軽減額・均等割額			●		●	

表紙	賦課管理	課税名称	02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用
		用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
381	子ども分・更正後・政令軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額、産前産後軽減額及び18歳未満均等割軽減額を含む
382	子ども分・増減・政令軽減額・均等割額	軽減均等割額（※最新） - 軽減均等割額（※前歴）		●		●	未就学児均等割軽減額、産前産後軽減額及び18歳未満均等割軽減額を含む
383	子ども分・更正前・政令軽減額・18歳以上均等割額			●			
384	子ども分・更正後・政令軽減額・18歳以上均等割額			●			
385	子ども分・増減・政令軽減額・18歳以上均等割額			●			
386	子ども分・更正前・政令軽減額・平等割額			●		●	
387	子ども分・更正後・政令軽減額・平等割額			●		●	
388	子ども分・増減・政令軽減額・平等割額	軽減平等割額（※最新） - 軽減平等割額（※前歴）		●		●	
389	子ども分・更正前・未就学児均等割軽減額			●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
390	子ども分・更正後・未就学児均等割軽減額			●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
391	子ども分・増減・未就学児均等割軽減額	未就学児均等割軽減額（※最新） - 未就学児均等割軽減額（※前歴）		●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
392	子ども分・更正前・産前産後軽減額			●			
393	子ども分・更正後・産前産後軽減額			●			
394	子ども分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額（※最新） - 産前産後軽減額（※前歴）		●			
395	子ども分・更正前・均等割産前産後軽減額			●			
396	子ども分・更正後・均等割産前産後軽減額			●			
397	子ども分・増減・均等割産前産後軽減額	均等割産前産後軽減額（※最新） - 均等割産前産後軽減額（※前歴）		●			
398	子ども分・更正前・18歳以上均等割産前産後軽減額			●			
399	子ども分・更正後・18歳以上均等割産前産後軽減額			●			
400	子ども分・増減・18歳以上均等割産前産後軽減額	18歳以上均等割産前産後軽減額（※最新） - 18歳以上均等割産前産後軽減額（※前歴）		●			
401	子ども分・更正前・18歳未満均等割軽減額			●			
402	子ども分・更正後・18歳未満均等割軽減額			●			
403	子ども分・増減・18歳未満均等割軽減額			●			
404	子ども分・更正前・限度超過額		●	●		●	
405	子ども分・更正後・限度超過額		●	●		●	
406	子ども分・増減・限度超過額	限度超過額（※最新） - 限度超過額（※前歴）		●		●	
407	子ども分・更正前・年間保険税・項目名称	“年間保険料（税）額”を設定		●		●	
408	子ども分・更正後・年間保険税			●		●	
409	子ども分・増減・年間保険税	年間保険税額（※最新） - 年間保険税額（※前歴）		●		●	
410	子ども分・増減・年間保険税			●		●	
411	子ども分・更正前・増減調整額			●		●	
412	子ども分・更正後・増減調整額			●		●	
413	子ども分・増減・増減調整額	合計分増減調整額（※最新） - 合計分増減調整額（※前歴）		●		●	
414	子ども分・更正前・条例減免額			●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知することから標準オプションとする。
415	子ども分・更正後・条例減免額			●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知することから標準オプションとする。
416	子ども分・増減・条例減免額	条例減免額（※最新） - 条例減免額（※前歴）		●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知することから標準オプションとする。
417	子ども分・更正前・減免額		●			●	
418	子ども分・更正後・減免額		●			●	
419	子ども分・増減・減免額	減免額（※最新） - 減免額（※前歴）		●		●	
420	子ども分・更正前・保険税額・項目名称	“子ども分保険料（税）額”を設定		●		●	
421	子ども分・更正後・保険税額			●		●	
422	子ども分・増減・保険税額			●		●	
423	子ども分・増減・保険税額	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）		●		●	
424	決定保険税額・増減・決定保険税額・項目名称	“決定保険料（税）額(A)+(B)+(C)+(D)”を設定		●		●	
425	決定保険税額・更正前・決定保険税額			●		●	
426	決定保険税額・更正後・決定保険税額			●		●	
427	決定保険税額・増減・決定保険税額	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）		●		●	
428	決定保険税額・更正前・決定保険税額（医療保険分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、出力スペースを確保するため、標準オプションとする。

業務	賦課管理	02 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用
	帳票名称	用紙サイズ
		A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
429	決定保険税額・更正後・決定保険税額（医療保険分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
430	決定保険税額・増減・決定保険税額（医療保険分）	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）		●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
431	決定保険税額・更正前・決定保険税額（支援金分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
432	決定保険税額・更正後・決定保険税額（支援金分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
433	決定保険税額・増減・決定保険税額（支援金分）	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）		●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
434	決定保険税額・更正前・決定保険税額（介護保険分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
435	決定保険税額・更正後・決定保険税額（介護保険分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
436	決定保険税額・増減・決定保険税額（介護保険分）	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）		●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
437	決定保険税額・更正前・決定保険税額（子ども分）			●		●	
438	決定保険税額・更正後・決定保険税額（子ども分）			●		●	
439	決定保険税額・増減・決定保険税額（子ども分）	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）		●		●	
440	公印		●			●	
441	カスタマーバーコード		●			●	
442	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を 標準オプションとする。
443	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
444	問い合わせ先 住所		●			●	
445	問い合わせ先 課名		●			●	
446	問い合わせ先 電話番号		●			●	

窓空宛名

通知書番号	
被保険者番号	

年度国民健康保険税を下記のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。

年 月 日

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書

（ 年度分 ）

	更正前	更正後	増減
決定 保険税	円	円	円

この通知書は、〇年〇月〇日時点の情報により
算定しています。

※ 賦課明細は次頁のとおり。

（単位：円）

既 賦 課 額	普 通 徴 収 期 別 納 付 額			
	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
年度 第1期分				
年度 第2期分				
年度 第3期分				
年度 第4期分				
年度 第5期分				
年度 第6期分				
年度 第7期分				
年度 第8期分				
年度 随1期分				

※下記口座から振替させていただきます。

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

納組コード
納組名称

既 賦 課 額	特 別 徴 収 月 別 納 付 額			
	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月分				
6月分				
8月分				
10月分				
12月分				
2月分				

期 別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

保険税納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

国民健康保険税決定の明細

通知書番号

被保険者番号

(単位:円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	×	%		
	資産割額	基礎額		
	×	%		
	均等割額	被保数	人	人
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	判定			
	所得割額			
	均等割額			
	平等割額			
	限度超過額			
	年間保険税			
支援金分	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(A) 医療分保険税額			
	所得割額	基礎額		
	×	%		
	資産割額	基礎額		
	×	%		
	均等割額	被保数	人	人
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	判定			
	所得割額			
介護分	均等割額			
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	判定			
	所得割額			
	均等割額			
	平等割額			
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(C) 介護分保険税額			
子ども分	所得割額	基礎額		
	×	%		
	資産割額	基礎額		
	×	%		
	均等割額※	被保数	人	人
	×	円		
	平等割額			
	算出額			
	判定			
	所得割額			
	均等割額※			
	平等割額			
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(D) 子ども分保険税額			
決定保険税額(A)+(B)+(C)+(D)				

※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたりXX, XXX, XXX円）を含んでいます。

また、政令軽減額の内、均等割額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_過年度用
		A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	宛名・郵便番号		●			●	
2	宛名・封入番号	(引抜用番号) 連番を設定	●			●	
3	宛名・住所		●			●	
4	宛名・氏名		●			●	
5	宛名・通知書番号		●			●	
6	宛名・被保険者番号		●			●	
7	宛名・宛名文面(通知)	“〇〇年度国民健康保険料（税）を下記のとおり決定（更正）いたしましたので通 知します。”を設定 和暦表記	●			●	
8	宛名・発送日(通知)	和暦表記	●			●	
9	宛名・首長役職名		●			●	
10	宛名・首長名		●			●	
11	納付義務者氏名		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、 また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については令和8年度の検討において実施する方針としたこと を踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで に実装することとする。
12	納付義務者住所		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、 また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については令和8年度の検討において実施する方針としたこと を踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで に実装することとする。
13	表題・帳票名称		●			●	
14	決定税額・更正前		●			●	
15	決定税額・更正後		●			●	
16	決定税額・増減	合計決定保険税額（※最新） - 合計決定保険税額（※前歴）	●			●	
17	更正年月日		●			●	
18	普通徴収・表題・1期		●			●	
19	普通徴収・期別税額・1期・更正前		●			●	
20	普通徴収・期別税額・1期・更正後		●			●	
21	普通徴収・期別税額・1期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が券 生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じる ことで問い合わせが増加する可能性が想定されるこ とから、納付済額は標準オプションとする。
22	普通徴収・期別税額・1期・今回納付額		●			●	
23	普通徴収・表題・2期		●			●	
24	普通徴収・期別税額・2期・更正前		●			●	
25	普通徴収・期別税額・2期・更正後		●			●	
26	普通徴収・期別税額・2期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発 生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じる ことで問い合わせが増加する可能性が想定されるこ とから、納付済額は標準オプションとする。
27	普通徴収・期別税額・2期・今回納付額		●			●	
28	普通徴収・表題・3期		●			●	
29	普通徴収・期別税額・3期・更正前		●			●	
30	普通徴収・期別税額・3期・更正後		●			●	
31	普通徴収・期別税額・3期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発 生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じる ことで問い合わせが増加する可能性が想定されるこ とから、納付済額は標準オプションとする。
32	普通徴収・期別税額・3期・今回納付額		●			●	
33	普通徴収・表題・4期		●			●	
34	普通徴収・期別税額・4期・更正前		●			●	
35	普通徴収・期別税額・4期・更正後		●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_通年度用	A4
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
36	普通徴収・期別税額・4期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
			●			●	
			●			●	
37	普通徴収・表題・5期						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
38	普通徴収・期別税額・5期・更正前						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
39	普通徴収・期別税額・5期・更正後						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
40	普通徴収・期別税額・5期・更正後						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
41	普通徴収・期別税額・5期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
42	普通徴収・期別税額・6期・納付済額						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
43	普通徴収・表題・6期						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
44	普通徴収・期別税額・6期・更正前						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
45	普通徴収・期別税額・6期・更正後						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
46	普通徴収・期別税額・6期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
47	普通徴収・期別税額・7期・納付済額						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
48	普通徴収・表題・7期						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
49	普通徴収・期別税額・7期・更正前						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
50	普通徴収・期別税額・7期・更正後						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
51	普通徴収・期別税額・7期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
52	普通徴収・期別税額・7期・今回納付額						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
53	普通徴収・表題・8期						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
54	普通徴収・期別税額・8期・更正前						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
55	普通徴収・期別税額・8期・更正後						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
56	普通徴収・期別税額・8期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
57	普通徴収・期別税額・8期・今回納付額						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
58	普通徴収・表題・9期						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
59	普通徴収・期別税額・9期・更正前						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
60	普通徴収・期別税額・9期・更正後						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
61	普通徴収・期別税額・9期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
62	普通徴収・期別税額・9期・今回納付額						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
63	普通徴収・表題・10期						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
64	普通徴収・期別税額・10期・更正前						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
65	普通徴収・期別税額・10期・更正後						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
66	普通徴収・期別税額・10期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
67	普通徴収・期別税額・10期・今回納付額						
			●			●	
			●			●	
			●			●	
68	普通徴収・表題・11期						
			●			●	
			●			●	
			●			●	

表紙	賦課管理		03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_通年度用
	帳票名称		A4
	用紙サイズ		

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
69	普通徴収・期別税額・11期・更正前		●			●	
70	普通徴収・期別税額・11期・更正後		●			●	
71	普通徴収・期別税額・11期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されるところから、納付済額は標準オプションとする。
72	普通徴収・期別税額・11期・今回納付額		●			●	
73	普通徴収・表額・12期		●			●	
74	普通徴収・期別税額・12期・更正前		●			●	
75	普通徴収・期別税額・12期・更正後		●			●	
76	普通徴収・期別税額・12期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されるところから、納付済額は標準オプションとする。
77	普通徴収・期別税額・12期・今回納付額		●			●	
78	普通徴収・表額・13期		●			●	
79	普通徴収・期別税額・13期・更正前		●			●	
80	普通徴収・期別税額・13期・更正後		●			●	
81	普通徴収・期別税額・13期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されるところから、納付済額は標準オプションとする。
82	普通徴収・期別税額・13期・今回納付額		●			●	
83	既賦課額2年目・名称		●			●	
84	既賦課額2年目・更正前		●			●	
85	既賦課額2年目・更正後		●			●	
86	既賦課額2年目・納付済額	既課年度単位の合計を表示		●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されるところから、納付済額は標準オプションとする。
87	既賦課額2年目・今回納付額		●			●	
88	既賦課額3年目・名称		●			●	
89	既賦課額3年目・更正前		●			●	
90	既賦課額3年目・更正後		●			●	
91	既賦課額3年目・納付済額	既課年度単位の合計を表示		●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されるところから、納付済額は標準オプションとする。
92	既賦課額3年目・今回納付額		●			●	
93	既賦課額4年目・名称		●			●	
94	既賦課額4年目・更正前		●			●	
95	既賦課額4年目・更正後		●			●	
96	既賦課額4年目・納付済額	既課年度単位の合計を表示		●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されるところから、納付済額は標準オプションとする。
97	既賦課額4年目・今回納付額		●			●	
98	特別徴収・期別税額・1期・名称	“4月分”	●			●	
99	特別徴収・期別税額・1期・更正前		●			●	
100	特別徴収・期別税額・1期・更正後		●			●	
101	特別徴収・期別税額・1期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることで間い合わせが増加する可能性が想定されるところから、納付済額は標準オプションとする。

業務	賦課管理	帳票名称	03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_通年度用
			A4
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
102	特別徴収・期別税額・1期・今回納付額	"6月分"	●			●	
103	特別徴収・期別税額・2期・名称		●			●	
104	特別徴収・期別税額・2期・更正前		●			●	
105	特別徴収・期別税額・2期・更正後		●			●	
106	特別徴収・期別税額・2期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることと間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
107	特別徴収・期別税額・2期・今回納付額	"8月分"	●			●	
108	特別徴収・期別税額・3期・名称		●			●	
109	特別徴収・期別税額・3期・更正前		●			●	
110	特別徴収・期別税額・3期・更正後		●			●	
111	特別徴収・期別税額・3期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることと間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
112	特別徴収・期別税額・3期・今回納付額	"10月分"	●			●	
113	特別徴収・期別税額・4期・名称		●			●	
114	特別徴収・期別税額・4期・更正前		●			●	
115	特別徴収・期別税額・4期・更正後		●			●	
116	特別徴収・期別税額・4期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることと間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
117	特別徴収・期別税額・4期・今回納付額	"12月分"	●			●	
118	特別徴収・期別税額・5期・名称		●			●	
119	特別徴収・期別税額・5期・更正前		●			●	
120	特別徴収・期別税額・5期・更正後		●			●	
121	特別徴収・期別税額・5期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることと間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
122	特別徴収・期別税額・5期・今回納付額	"2月分"	●			●	
123	特別徴収・期別税額・6期・名称		●			●	
124	特別徴収・期別税額・6期・更正前		●			●	
125	特別徴収・期別税額・6期・更正後		●			●	
126	特別徴収・期別税額・6期・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることと間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
127	特別徴収・期別税額・6期・今回納付額		●			●	
128	期別納付額・1段目・名称		●			●	
129	期別納付額・1段目・納期限		●			●	
130	期別納付額・1段目・更正前		●			●	
131	期別納付額・1段目・更正後		●			●	
132	期別納付額・1段目・納付済額			●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じることと間違い合わせが増加する可能性が想定されることから、納付済額は標準オプションとする。
133	期別納付額・1段目・今回納付額		●			●	
134	期別納付額・2段目・名称		●			●	
135	期別納付額・2段目・納期限		●			●	
136	期別納付額・2段目・更正前		●			●	
137	期別納付額・2段目・更正後		●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_過年度用
		用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
				●		●	通知書作成から発送までの期間において、納付が発 生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じる ことで間違い合わせが増加する可能性が想定されるこ とから、納付済額は標準オプションとする。
138	期別納付額・2段目・納付済額						
139	期別納付額・2段目・今回納付額		●			●	
140	期別納付額・3段目・名称		●			●	
141	期別納付額・3段目・納期限		●			●	
142	期別納付額・3段目・更正前		●			●	
143	期別納付額・3段目・更正後		●			●	
							通知書作成から発送までの期間において、納付が発 生した場合、通知書記載の納付済額と差異が生じる ことで間違い合わせが増加する可能性が想定されるこ とから、納付済額は標準オプションとする。
144	期別納付額・3段目・納付済額			●		●	
145	期別納付額・3段目・今回納付額		●			●	
146	更正事由・異動	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方 は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で 集約した異動事由を出力する事例もあることから、 個人毎の異動事由は標準オプションとする。
147	更正事由・届出	※所得更正等の事由で届出日が不明な場合は、更正事由・異動を設定 ※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方 は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で 集約した異動事由を出力する事例もあることから、 個人毎の異動事由は標準オプションとする。
148	更正事由・理由	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方 は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で 集約した異動事由を出力する事例もあることから、 個人毎の異動事由は標準オプションとする。
149	更正事由・氏名	義務者氏名漢字を設定 ※対象人数が人以上の場合、義務者氏名漢字 + " 他〇名" ※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●			●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方 は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で 集約した異動事由を出力する事例もあることから、 個人毎の異動事由は標準オプションとする。
		口座振替の場合、“※下記口座から振替させていただきます。”を設定 なお、特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴 収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないた め、任意の文言への変更や非表示とすることも可能とする。		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期におい て納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずし も下記の口座から引き落としするとは限らないた め、標準オプションとする。
151	金融機関名欄	“金融機関名”を設定		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期におい て納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずし も下記の口座から引き落としするとは限らないた め、標準オプションとする。
152	普通徴収・期別税額・金融機関名	金融機関本店名漢字 + " " + 金融機関支店名漢字		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期におい て納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずし も下記の口座から引き落としするとは限らないた め、標準オプションとする。
153	口座種別欄			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期におい て納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずし も下記の口座から引き落としするとは限らないた め、標準オプションとする。
154	普通徴収・期別税額・口座種別			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期におい て納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずし も下記の口座から引き落としするとは限らないた め、標準オプションとする。
155	振替区分欄			●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期におい て納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずし も下記の口座から引き落としするとは限らないた め、標準オプションとする。

表紙	賦課管理		帳票名称 用紙サイズ
	03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_過年度用	A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
156	普通徴収・期別税額・振替区分	前期振替の場合、“全期前納引落”を設定 期別振替の場合、“期別引落”を設定		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずし
157	口座番号欄	口座振替の場合に設定		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
158	普通徴収・期別税額・口座番号	口座振替の場合に設定		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
159	口座名義人欄	口座振替の場合に設定		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
160	普通徴収・期別税額・口座名義人	口座振替の場合に設定		●		●	特別徴収における年金からの天引きや随時期において納付書払いによる徴収を行う市区町村では必ずしも下記の口座から引き落としするとは限らないため、標準オプションとする。
161	普通徴収・期別税額・納組文面（納組コードの上段）	納組支払いの場合、“※下記納組から振替させていただきます。”を設定		●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
162	普通徴収・期別税額・納組コード			●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
163	普通徴収・期別税額・納組名称			●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
164	徴収方法	仮徴収額又は本徴収額がある場合、“特別徴収”を設定	●			●	
165	特徴者氏名漢字	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
166	特徴者生年月日	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	
167	特徴者性別	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 打ち出し形式（例）男 or 女	●			●	
168	特徴者住所	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
169	特別徴収義務者	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
170	特別徴収対象年金	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
171	特別徴収対象年金額	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
172	通知文行		●			●	
173	表題・帳票名積		●			●	
174	医療分・税率・所得割・税率	所得割税率（百分率）の小数第2位までを設定	●			●	
175	医療分・更正前・所得割・基礎額		●			●	
176	医療分・増減・更正後・所得割・基礎額		●			●	
177	医療分・増減・所得割・基礎額		●			●	
178	医療分・更正前・所得割・税額	所得割算定基礎額（※最新）－所得割算定基礎額（※前歴）	●			●	
179	医療分・更正後・所得割・税額		●			●	
180	医療分・増減・所得割・税額	所得割額（※最新）－所得割額（※前歴）	●			●	
181	医療分・税率・資産割・税率	資産割税率（百分率）の小数第2位までを設定	●			●	
182	医療分・更正前・資産割・基礎額		●			●	
183	医療分・更正後・資産割・基礎額		●			●	
184	医療分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額（※最新）－資産割算定基礎額（※前歴）	●			●	
185	医療分・更正前・資産割・税額		●			●	
186	医療分・更正後・資産割・税額		●			●	
187	医療分・増減・資産割・税額	資産割額（※最新）－資産割額（※前歴）	●			●	
188	医療分・税率・均等割・税率		●			●	
189	医療分・更正前・均等割・人数		●			●	
190	医療分・更正後・均等割・人数		●			●	
191	医療分・増減・均等割・人数	均等割人数（※最新）－均等割人数（※前歴）	●			●	
192	医療分・更正前・均等割・税額		●			●	
193	医療分・更正後・均等割・税額		●			●	
194	医療分・増減・均等割・税額	均等割額（※最新）－均等割額（※前歴）	●			●	
195	医療分・更正前・平等割額		●			●	
196	医療分・更正後・平等割額		●			●	
197	医療分・増減・平等割額	平等割額（※最新）－平等割額（※前歴）	●			●	
198	医療分・更正前・算出額		●			●	
199	医療分・更正後・算出額		●			●	
200	医療分・増減・算出額	算出額（※最新）－算出額（※前歴）	●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	03 国民健康保険料(税) 決定(更正) 通知書_過年度用
			A4
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
201	医療分・更正前・政令軽減額・判定	“〇割軽減”を設定 単身軽減に該当する場合、“単身軽減”を設定	●			●	
202	医療分・更正後・政令軽減額・判定	“〇割軽減”を設定 単身軽減に該当する場合、“単身軽減”を設定	●			●	
203	医療分・更正前・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む
204	医療分・更正後・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む
205	医療分・増減・政令軽減額・所得割額	軽減所得割額 (※最新) - 軽減所得割額 (※前歴)		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
206	医療分・更正前・政令軽減額・均等割額			●		●	
207	医療分・更正後・政令軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
208	医療分・増減・政令軽減額・均等割額	軽減均等割額 (※最新) - 軽減均等割額 (※前歴)		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
209	医療分・更正前・政令軽減額・平等割額			●		●	
210	医療分・更正後・政令軽減額・平等割額			●		●	
211	医療分・増減・政令軽減額・平等割額	軽減平等割額 (※最新) - 軽減平等割額 (※前歴)		●		●	
212	医療分・更正前・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
213	医療分・更正後・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
214	医療分・増減・未就学児均等割軽減額	未就学児均等割軽減額 (※最新) - 未就学児均等割軽減額 (※前歴)		●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
215	医療分・更正前・産前産後軽減額			●			
216	医療分・更正後・産前産後軽減額			●			
217	医療分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額 (※最新) - 産前産後軽減額 (※前歴)		●			
218	医療分・更正前・限度超過額		●			●	
219	医療分・更正後・限度超過額		●			●	
220	医療分・増減・限度超過額	限度超過額 (※最新) - 限度超過額 (※前歴)		●		●	
221	医療分・更正前・年間保険料		●			●	
222	医療分・更正後・年間保険料		●			●	
223	医療分・増減・年間保険料	年間保険料額 (※最新) - 年間保険料額 (※前歴)		●		●	
224	医療分・更正前・増減調整額		●			●	
225	医療分・更正後・増減調整額		●			●	
226	医療分・増減・増減調整額	合計増減調整額 (※最新) - 合計増減調整額 (※前歴)		●		●	
227	医療分・更正前・条例減免額			●		●	条例減免額(旧扶養者減免額)は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
228	医療分・更正後・条例減免額			●		●	条例減免額(旧扶養者減免額)は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
229	医療分・増減・条例減免額	条例減免額 (※最新) - 条例減免額 (※前歴)		●		●	条例減免額(旧扶養者減免額)は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
230	医療分・更正前・減免額		●			●	
231	医療分・更正後・減免額		●			●	
232	医療分・増減・減免額	減免額 (※最新) - 減免額 (※前歴)		●		●	
233	医療分・更正前・医療分保険料額		●			●	
234	医療分・増減・医療分保険料額	合計決定保険料額 (※最新) - 合計決定保険料額 (※前歴)		●		●	
235	医療分・更正後・保険料額		●			●	
236	支援金分・税率・所得割・税率	支援金所得割税率(百分率)の小数第2位までを設定	●			●	
237	支援金分・更正前・所得割・基礎額		●			●	
238	支援金分・更正後・所得割・基礎額		●			●	
239	支援金分・増減・所得割・基礎額	所得割算定基礎額 (※最新) - 所得割算定基礎額 (※前歴)		●		●	
240	支援金分・更正前・所得割・税額		●			●	
241	支援金分・更正後・所得割・税額		●			●	
242	支援金分・増減・所得割・税額	所得割額 (※最新) - 所得割額 (※前歴)		●		●	
243	支援金分・税率・資産割・税率	支援金資産割税率(百分率)の小数第2位までを設定	●			●	
244	支援金分・更正前・資産割・基礎額		●			●	
245	支援金分・更正後・資産割・基礎額		●			●	
246	支援金分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額 (※最新) - 資産割算定基礎額 (※前歴)		●		●	
247	支援金分・更正前・資産割・税額		●			●	
248	支援金分・更正後・資産割・税額		●			●	
249	支援金分・増減・資産割・税額	資産割額 (※最新) - 資産割額 (※前歴)		●		●	
250	支援金分・税率・均等割・税率		●			●	
251	支援金分・更正前・均等割・人数		●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	03 国民健康保険料(税) 決定(更正) 通知書 過年度用
		用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
252	支援朝金分・更正後・均等割・人数	均等割人数 (※最新) - 均等割人数 (※前歴)	●			●	
253	支援朝金分・増減・均等割・人数		●			●	
254	支援朝金分・更正前・均等割・税額		●			●	
255	支援朝金分・更正後・均等割・税額		●			●	
256	支援朝金分・増減・均等割・税額	均等割額 (※最新) - 均等割額 (※前歴)	●			●	
257	支援朝金分・更正前・平等割額		●			●	
258	支援朝金分・更正後・平等割額		●			●	
259	支援朝金分・増減・平等割額	平等割額 (※最新) - 平等割額 (※前歴)	●			●	
260	支援朝金分・更正前・算出額		●			●	
261	支援朝金分・更正後・算出額		●			●	
262	支援朝金分・増減・算出額	算出額 (※最新) - 算出額 (※前歴)	●			●	
263	支援朝金分・更正前・政令軽減額・判定	“〇割軽減”を設定 単身軽減に該当する場合、“単身軽減”を設定	●			●	
264	支援朝金分・更正後・政令軽減額・判定	“〇割軽減”を設定 単身軽減に該当する場合、“単身軽減”を設定	●			●	
265	支援朝金分・更正前・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む
266	支援朝金分・更正後・政令軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む
267	支援朝金分・増減・政令軽減額・所得割額	軽減所得割額 (※最新) - 軽減所得割額 (※前歴)		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
268	支援朝金分・更正前・政令軽減額・均等割額			●		●	
269	支援朝金分・更正後・政令軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
270	支援朝金分・増減・政令軽減額・均等割額	軽減均等割額 (※最新) - 軽減均等割額 (※前歴)		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
271	支援朝金分・更正前・政令軽減額・平等割額			●		●	
272	支援朝金分・更正後・政令軽減額・平等割額			●		●	
273	支援朝金分・増減・政令軽減額・平等割額	軽減平等割額 (※最新) - 軽減平等割額 (※前歴)		●		●	
274	支援朝金分・更正前・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
275	支援朝金分・更正後・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
276	支援朝金分・増減・未就学児均等割軽減額	未就学児均等割軽減額 (※最新) - 未就学児均等割軽減額 (※前歴)		●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
277	支援朝金分・更正前・産前産後軽減額			●		●	
278	支援朝金分・更正後・産前産後軽減額			●		●	
279	支援朝金分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額 (※最新) - 産前産後軽減額 (※前歴)		●		●	
280	支援朝金分・更正前・限度超過額		●			●	
281	支援朝金分・更正後・限度超過額		●			●	
282	支援朝金分・増減・限度超過額	限度超過額 (※最新) - 限度超過額 (※前歴)	●			●	
283	支援朝金分・更正前・年間保険税		●			●	
284	支援朝金分・更正後・年間保険税		●			●	
285	支援朝金分・増減・年間保険税	年間保険税額 (※最新) - 年間保険税額 (※前歴)	●			●	
286	支援朝金分・更正前・増減調整額		●			●	
287	支援朝金分・更正後・増減調整額		●			●	
288	支援朝金分・増減・増減調整額	合計分増減調整額 (※最新) - 合計分増減調整額 (※前歴)	●			●	
289	支援朝金分・更正前・条例減免額			●		●	条例減免額 (旧扶養者減免額) は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプシオンとする。
290	支援朝金分・更正後・条例減免額			●		●	条例減免額 (旧扶養者減免額) は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプシオンとする。
291	支援朝金分・増減・条例減免額	条例減免額 (※最新) - 条例減免額 (※前歴)		●		●	条例減免額 (旧扶養者減免額) は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプシオンとする。
292	支援朝金分・更正前・減免額		●			●	
293	支援朝金分・更正後・減免額		●			●	
294	支援朝金分・増減・減免額	減免額 (※最新) - 減免額 (※前歴)	●			●	
295	支援朝金分・更正前・保険税額		●			●	
296	支援朝金分・更正後・保険税額		●			●	
297	支援朝金分・増減・保険税額	合計決定保険税額 (※最新) - 合計決定保険税額 (※前歴)	●			●	
298	介護分・税率・所得割・税率	介護所得割税率 (百分率) の小数第2位までを設定	●			●	
299	介護分・更正前・所得割・基礎額		●			●	
300	介護分・更正後・所得割・基礎額		●			●	
301	介護分・増減・所得割・基礎額	所得割算定基礎額 (※最新) - 所得割算定基礎額 (※前歴)	●			●	
302	介護分・更正前・所得割・税額		●			●	

表紙	賦課管理		帳票名称 用紙サイズ
	03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_過年度用	A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
303	介護分・更正後・所得割・税額	所得割額（※最新）－所得割額（※前歴）	●			●	
304	介護分・増減・所得割・税額	介護資産割税率（百分率）の小数第2位までを設定	●			●	
305	介護分・税率・資産割・税率		●			●	
306	介護分・更正前・資産割・基礎額		●			●	
307	介護分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額（※最新）－資産割算定基礎額（※前歴）	●			●	
308	介護分・増減・資産割・基礎額		●			●	
309	介護分・更正前・資産割・税額		●			●	
310	介護分・更正後・資産割・税額		●			●	
311	介護分・増減・資産割・税額	資産割額（※最新）－資産割額（※前歴）	●			●	
312	介護分・税率・均等割・税率		●			●	
313	介護分・更正前・均等割・人数		●			●	
314	介護分・更正後・均等割・人数		●			●	
315	介護分・増減・均等割・人数	均等割人数（※最新）－均等割人数（※前歴）	●			●	
316	介護分・更正前・均等割・税額		●			●	
317	介護分・増減・均等割・税額	均等割額（※最新）－均等割額（※前歴）	●			●	
318	介護分・増減・均等割・税額		●			●	
319	介護分・更正前・平等割額		●			●	
320	介護分・増減・平等割額	平等割額（※最新）－平等割額（※前歴）	●			●	
321	介護分・更正前・算出額		●			●	
322	介護分・増減・算出額	算出額（※最新）－算出額（※前歴）	●			●	
323	介護分・更正前・算出額	“〇割軽減”を設定	●			●	
324	介護分・増減・算出額	“〇割軽減”を設定	●			●	
325	介護分・更正前・政令軽減額・判定		●			●	産前産後軽減額を含む
326	介護分・更正後・政令軽減額・判定		●			●	産前産後軽減額を含む
327	介護分・増減・政令軽減額・判定		●			●	産前産後軽減額を含む
328	介護分・更正前・政令軽減額・所得割額		●			●	産前産後軽減額を含む
329	介護分・増減・政令軽減額・所得割額	軽減所得割額（※最新）－軽減所得割額（※前歴）	●			●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
330	介護分・更正前・政令軽減額・均等割額		●			●	
331	介護分・更正後・政令軽減額・均等割額		●			●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
332	介護分・増減・政令軽減額・均等割額	軽減均等割額（※最新）－軽減均等割額（※前歴）	●			●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
333	介護分・更正前・政令軽減額・平等割額		●			●	
334	介護分・更正後・政令軽減額・平等割額		●			●	
335	介護分・増減・政令軽減額・平等割額	軽減平等割額（※最新）－軽減平等割額（※前歴）	●			●	
336	介護分・更正前・産前産後軽減額		●			●	
337	介護分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額（※最新）－産前産後軽減額（※前歴）	●			●	
338	介護分・更正前・限度超過額		●			●	
339	介護分・増減・限度超過額	限度超過額（※最新）－限度超過額（※前歴）	●			●	
340	介護分・更正後・限度超過額		●			●	
341	介護分・増減・限度超過額		●			●	
342	介護分・更正前・年間保険税		●			●	
343	介護分・増減・年間保険税	年間保険税額（※最新）－年間保険税額（※前歴）	●			●	
344	介護分・更正前・増減調整額		●			●	
345	介護分・増減・増減調整額	合計分増減調整額（※最新）－合計分増減調整額（※前歴）	●			●	
346	介護分・更正前・増減調整額		●			●	
347	介護分・増減・増減調整額		●			●	
348	介護分・更正前・減免額		●			●	
349	介護分・増減・減免額		●			●	
350	介護分・更正前・保険税額		●			●	
351	介護分・増減・保険税額	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴）	●			●	
352	介護分・更正後・保険税額	子ども所得割税率（百分率）の小数第2位までを設定	●			●	
353	介護分・増減・保険税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	
354	子ども分・税率・所得割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
355	子ども分・更正前・所得割・基礎額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
356	子ども分・更正後・所得割・基礎額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
357	子ども分・増減・所得割・基礎額	所得割算定基礎額（※最新）－所得割算定基礎額（※前歴）	●			●	
358	子ども分・更正前・所得割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
359	子ども分・更正後・所得割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
360	子ども分・増減・所得割・税額	所得割額（※最新）－所得割額（※前歴）	●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_通年度用	A4
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
361	子ども分・税率・資産割・税率	子ども資産割税率（百分率）の小數第2位までを設定 対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	
362	子ども分・更正前・資産割・基礎額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
363	子ども分・更正後・資産割・基礎額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
364	子ども分・増減・資産割・基礎額	資産割算定基礎額（※最新）－資産割算定基礎額（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
365	子ども分・更正前・資産割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
366	子ども分・更正後・資産割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
367	子ども分・増減・資産割・税額	資産割額（※最新）－資産割額（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
368	子ども分・税率・均等割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	
369	子ども分・更正前・均等割・人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“**”を設定	●			●	
370	子ども分・更正後・均等割・人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“**”を設定	●			●	
371	子ども分・増減・均等割・人数	均等割人数（※最新）－均等割人数（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
372	子ども分・更正前・均等割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	オプション項目「子ども分・更正前・18歳以上均等割・税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む。
373	子ども分・更正後・均等割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	項目「子ども分・更正後・18歳以上均等割・税額」を賦課明細に内訳として出力しない場合、18歳以上均等割額を含む。
374	子ども分・増減・均等割・税額	均等割額（※最新）－均等割額（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	オプション項目「子ども分・増減・18歳以上均等割・税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む。
375	子ども分・税率・18歳以上均等割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定		●			
376	子ども分・更正前・18歳以上均等割・人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“**”を設定		●			
377	子ども分・更正後・18歳以上均等割・人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“**”を設定		●			
378	子ども分・増減・18歳以上均等割・人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“**”を設定		●			
379	子ども分・更正前・18歳以上均等割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
380	子ども分・更正後・18歳以上均等割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険者に通知する必要があることから、実装必須とする。
381	子ども分・増減・18歳以上均等割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
382	子ども分・更正前・平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
383	子ども分・更正後・平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
384	子ども分・増減・平等割額	平等割額（※最新）－平等割額（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
385	子ども分・更正前・算出額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
386	子ども分・更正後・算出額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
387	子ども分・増減・算出額	算出額（※最新）－算出額（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
388	子ども分・更正前・政令経減額・判定	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	
389	子ども分・更正後・政令経減額・判定	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	
390	子ども分・更正前・政令経減額・所得割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●	●		●	産前産後経減額を含む
391	子ども分・更正後・政令経減額・所得割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●	●		●	産前産後経減額を含む
392	子ども分・増減・政令経減額・所得割額	経減所得割額（※最新）－経減所得割額（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	産前産後経減額を含む
393	子ども分・更正前・政令経減額・均等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	未就学児均等割経減額、産前産後経減額及び18歳未満均等割経減額を含む
394	子ども分・更正後・政令経減額・均等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	未就学児均等割経減額、産前産後経減額及び18歳未満均等割経減額を含む
395	子ども分・増減・政令経減額・均等割額	経減均等割額（※最新）－経減均等割額（※前年度） 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	未就学児均等割経減額、産前産後経減額及び18歳未満均等割経減額を含む
396	子ども分・更正前・政令経減額・18歳以上均等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	
397	子ども分・更正後・政令経減額・18歳以上均等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	
398	子ども分・増減・政令経減額・18歳以上均等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	
399	子ども分・更正前・政令経減額・平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	
400	子ども分・更正後・政令経減額・平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	

表紙	賦課管理	帳票名称	03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_過年度用
		用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
401	子ども分・増減・政令経減額・平等割額	軽減平等割額（※最新）－軽減平等割額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
402	子ども分・更正前・未就学児均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
403	子ども分・更正後・未就学児均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
404	子ども分・増減・未就学児均等割軽減額	未就学児均等割軽減額（※最新）－未就学児均等割軽減額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
405	子ども分・更正前・産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
406	子ども分・更正後・産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
407	子ども分・増減・産前産後軽減額	産前産後軽減額（※最新）－産前産後軽減額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
408	子ども分・更正前・均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
409	子ども分・増減・均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
410	子ども分・増減・均等割産前産後軽減額	均等割産前産後軽減額（※最新）－均等割産前産後軽減額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
411	子ども分・更正前・18歳以上均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
412	子ども分・更正後・18歳以上均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
413	子ども分・増減・18歳以上均等割産前産後軽減額	18歳以上均等割産前産後軽減額（※最新）－18歳以上均等割産前産後軽減額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
414	子ども分・更正前・18歳未満均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
415	子ども分・更正後・18歳未満均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
416	子ども分・増減・18歳未満均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
417	子ども分・更正前・限度超過額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
418	子ども分・更正後・限度超過額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
419	子ども分・増減・限度超過額	限度超過額（※最新）－限度超過額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
420	子ども分・更正前・年間保険税	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
421	子ども分・更正後・年間保険税	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
422	子ども分・増減・年間保険税	年間保険税額（※最新）－年間保険税額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
423	子ども分・更正前・増減調整額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
424	子ども分・更正後・増減調整額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
425	子ども分・増減・増減調整額	合計分増減調整額（※最新）－合計分増減調整額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
426	子ども分・更正前・条例減免額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
427	子ども分・更正後・条例減免額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
428	子ども分・増減・条例減免額	条例減免額（※最新）－条例減免額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
429	子ども分・更正前・減免額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
430	子ども分・更正後・減免額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
431	子ども分・増減・減免額	減免額（※最新）－減免額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
432	子ども分・更正前・保険税額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
433	子ども分・更正後・保険税額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
434	子ども分・増減・保険税額	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴） 対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
435	決定保険税額・更正前・決定保険税額		●			●	
436	決定保険税額・更正後・決定保険税額		●			●	
437	決定保険税額・増減・決定保険税額	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴）	●			●	
438	決定保険税額・更正前・決定保険税額（医療保険分）			●			子どもも支援金分の算定明細を追加することに伴い、出力カテゴリーを確保するため、標準オプションとする。
439	決定保険税額・更正後・決定保険税額（医療保険分）			●			子どもも支援金分の算定明細を追加することに伴い、出力カテゴリーを確保するため、標準オプションとする。

業務	賦課管理	帳票名称	
		03 国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_過年度用	
		用紙サイズ	
		A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
440	決定保険税額・増減・決定保険税額（医療保険分）	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴）		●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
441	決定保険税額・更正前・決定保険税額（支援金分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
442	決定保険税額・更正後・決定保険税額（支援金分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
443	決定保険税額・増減・決定保険税額（支援金分）	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴）		●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
444	決定保険税額・更正前・決定保険税額（介護保険分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
445	決定保険税額・更正後・決定保険税額（介護保険分）			●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
446	決定保険税額・増減・決定保険税額（介護保険分）	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴）		●			子ども支援金分の算定明細を追加することに伴い、 出カスベースを確保するため、標準オプションとする。
447	決定保険税額・更正前・決定保険税額（子ども分）	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	
448	決定保険税額・更正後・決定保険税額（子ども分）	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●		●	
449	決定保険税額・増減・決定保険税額（子ども分）	合計決定保険税額（※最新）－合計決定保険税額（※前歴）		●		●	
450	公印	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
451	カスタマーハート		●			●	
452	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を 標準オプションとする。
453	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
454	問い合わせ先 住所		●			●	
455	問い合わせ先 課名		●			●	
456	問い合わせ先 電話番号		●			●	

国民健康保険税(料)の賦課資料について (照会)

省令第5条第54号関係

適合基準日：令和8年4月1日

宛先

年 月 日

〇〇市長

〇〇 〇〇

印

国民健康保険に係る所得把握のため、地方税法第20条の11、国民健康保険法第113条の2に基づき、下記記載者の所得金額等について照会いたします。
ご多忙中恐縮ですが、調査のうえ至急ご回答をお願いいたします。

回答、問い合わせ先

000-0000

〇〇市〇〇町1丁目2番3号

〇〇市国保課

電 話 000-000-0000

住民税課税年度

年度

前住所

現住所

(フリガナ)
氏 名

生年月日

年 月 日

性別

国民健康保険税(料)の賦課資料について (回答)

年 月 日

000-0000

〇〇市〇〇町1丁目2番3号

〇〇市役所

(国保課 行)

(市区町村名)

住民税課税年度

年度

前住所

現住所

(フリガナ)
氏 名

生年月日

年 月 日

性別

被保険者番号

住民コード

総所得 金額					円	その他 () 所得		円					
給与一般	収入		円	特定		分離譲渡所得	長期・短期	措置法条文 条					
	所得		円	支出			円						
専従給与	収入		円	所得			円	収 入		円	必要経費		円
	事業主氏名 (続柄)							特別控除		円	所 得		円
公的年金	収入		円	所得		円	純損失繰越額		円	事業専従者 控除額		円	
営業所得						円	課税 標準額						円
その他事業所得						円	市町村民税額	所得割		円	均等割		円
不動産所得						円	住 民 税	課税・非課税					
山林所得						円	免税所得						円
農業所得						円	雑損失						円

*上記の者は調査の結果 (1. 所得ゼロ 2. 夫・妻の控配 3. 被扶養者 4. 未申告 5. 該当者なし)

賦課期日後の転入者である場合 → 前住所 ()

(注) 1. 事業所得については、専従者控除後の金額を記入してください。
2. 分離譲渡所得額は、特別控除前の金額を記入してください。

上記以外の所得項目等につきましては、所得証明書等を添付の上、ご回答をお願いいたします。

帳票詳細要件 国民健康保険システム

表紙	帳票管理	
	帳票名称 用紙サイズ	04 国民健康保険料（税）の賦課資料について（照会） A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	相手郵便番号		●			●	
2	相手住所		●			●	
3	相手市町村名称		●			●	
4	当方郵便番号		●			●	
5	当方住所		●			●	
6	当方名称		●			●	
7	証明者役職名		●			●	
8	証明者名		●			●	
9	当方電話番号		●			●	
10	項住所（住登録地）		●			●	住所地特例者の場合を考慮し、項目名を「現住所（住登録地）」とする。
11	氏名ｶﾅ		●			●	
12	氏名		●			●	
13	生年月日	日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	
14	前住所（賦課地）		●			●	住所地特例者の場合を考慮し、項目名を「前住所（賦課地）」とする。
15	対象年度		●			●	
16	連番		●			●	
17	性別	打ち出し形式（例）男 or 女	●			●	
18	連番	（引抜用番号）	●			●	
19	被保険者番号		●			●	
20	宛番番号		●			●	
21	公印		●			●	
22	当方名称2		●			●	
23	通知文		●			●	
24	カスタマーバーコード		●	●		●	

表紙	帳票管理	帳票名称	05 国民健康保険料（税）に関する所得申告書
		用紙サイズ	A3

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	郵便番号		●			●	
2	住所		●			●	
3	宛名		●			●	
4	発行日	和暦表記	●			●	
5	証明者役職名		●			●	
6	証明者名		●			●	
7	対象年度	和暦表記	●			●	
8	対象年度（前年）	和暦表記	●			●	
9	提出期限日		●			●	
10	指定基準日		●			●	
11	権限者番号		●			●	
12	通知書番号			●		●	所得申告書は賦課決定するまでに所得を把握する運用もあり、必ずしも通知書番号が付番する必要もないことから、標準オプションとする。
13	頁番号	（引抜用番号）	●			●	
14	宛先番号		●			●	
15	生年月日	日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	
16	氏名カナ		●			●	
17	氏名漢字		●			●	
18	公印		●			●	
19	通知文		●			●	
20	カスタマバースコード		●			●	

※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたりXX,XXX,XXX円）を含んでいます。
また、軽減額の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

帳票詳細要件 国民健康保険システム

表紙	帳票管理		帳票名称 用紙サイズ	06 国民健康保険料（税）納入通知書 A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	郵便番号	印字編集条件など	●			●	
2	封入番号	(引抜用番号) 連番を設定	●			●	
3	住所		●			●	
4	氏名		●			●	
5	賦課年度	和暦表記	●			●	
6	被保険者番号		●			●	
7	通知書番号		●			●	
8	納付義務者氏名		●			●	
9	対象年度	対象年度 + “年度分” 和暦表記	●			●	
10	連番		●			●	
11	金融機関名	口座振替の場合のみ設定	●			●	
12	口座種別	口座振替の場合のみ設定	●			●	
13	振替区分	前期振替の場合、“全期前納引落”を設定 期別振替の場合、“期別引落”を設定	●			●	
14	口座番号	口座振替の場合のみ設定	●			●	
15	口座名義人	口座振替の場合のみ設定	●			●	
16	発行日	和暦表記	●			●	
17	証明者役職名		●			●	
18	証明者名		●			●	
19	更正年月日		●			●	
20	算出税額①・合計		●			●	
21	増減調整額②・合計		●			●	
22	年税額③・合計		●			●	
23	既払課税額④		●			●	
24	差引納付額	合計決定保険税額-既払課税額	●			●	
25	過年度・納期限 1期		●			●	
26	過年度・納期限 2期		●			●	
27	過年度・納期限 3期		●			●	
28	過年度・納期限 4期		●			●	
29	過年度・納期限 5期		●			●	
30	過年度・納期限 6期		●			●	
31	過年度・納期限 7期		●			●	
32	過年度・納期限 8期		●			●	
33	過年度・納期限 9期		●			●	
34	過年度・納期限 10期		●			●	
35	過年度・納期限 11期		●			●	
36	過年度・納期限 12期		●			●	
37	過年度・期別税額 1期		●			●	
38	過年度・期別税額 2期		●			●	
39	過年度・期別税額 3期		●			●	
40	過年度・期別税額 4期		●			●	
41	過年度・期別税額 5期		●			●	
42	過年度・期別税額 6期		●			●	
43	過年度・期別税額 7期		●			●	
44	過年度・期別税額 8期		●			●	
45	過年度・期別税額 9期		●			●	
46	過年度・期別税額 10期		●			●	
47	過年度・期別税額 11期		●			●	
48	過年度・期別税額 12期		●			●	
49	(医療)所得割・課税標準額		●			●	
50	(医療)所得割・税率	所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
51	(医療)所得割・税額		●			●	
52	(医療)資産割・課税標準額		●			●	
53	(医療)資産割・税率	資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
54	(医療)資産割・税額		●			●	
55	(医療)均等割・人数		●			●	
56	(医療)均等割・税率		●			●	
57	(医療)均等割・税額		●			●	
58	(支援)所得割・課税標準額		●			●	
59	(支援)所得割・税率	支援金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
60	(支援)所得割・税額		●			●	
61	(支援)資産割・課税標準額		●			●	
62	(支援)資産割・税率	支援金資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
63	(支援)資産割・税額		●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		06 国民健康保険料（税）納入通知書	
		用紙サイズ	
		A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
64	(支援)均等割・人数		●			●	
65	(支援)均等割・税率		●			●	
66	(支援)均等割・税額		●			●	
67	(介護)所得割・課税標準額		●			●	
68	(介護)所得割・税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
69	(介護)所得割・税額		●			●	
70	(介護)資産割・課税標準額		●			●	
71	(介護)資産割・税率	介護資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
72	(介護)資産割・税額		●			●	
73	(介護)均等割・人数		●			●	
74	(介護)均等割・税率		●			●	
75	(介護)均等割・税額		●			●	
76	(子ども)所得割・課税標準額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定 子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
77	(子ども)所得割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
78	(子ども)所得割・税額		●			●	
79	(子ども)資産割・課税標準額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定 対象年度が令和7年度以前の場合は ***** を設定	●			●	
80	(子ども)資産割・税率	子ども資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示 対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
81	(子ども)資産割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
82	(子ども)均等割・人数	対象年度が令和7年度以前の場合は “*” を設定	●			●	
83	(子ども)均等割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は “***” を設定	●			●	
84	(子ども)均等割・税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	項目「(子ども)18歳以上均等割税額」を隠す詳細に 内訳として出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
85	(子ども)18歳以上均等割人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“*”を設定		●			
86	(子ども)18歳以上均等割税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険 者に通知する必要があることから、実装必須とす る。
87	(医療)平等割額		●			●	
88	(医療)合計（A）		●			●	
89	(医療)軽減額・軽減区分			●		●	
90	(医療)軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む。
91	(医療)軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
92	(医療)軽減額・平等割額			●		●	
93	(医療)軽減額・未就学児均等割軽減額			●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等 割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標 準オプションとする。
94	(医療)軽減額・産前産後軽減額			●			
95	(医療)軽減額・軽減額計（B）		●			●	
96	(医療)限度超過額（C）		●			●	
97	(医療)増減調整額（D）		●			●	
98	(医療)条例減免額（E）			●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて 減免額として通知する事例もあることから標準オプ ションとする。
99	(医療)減免額（F）		●			●	
100	(医療)年税額（一般・退職合計）		●			●	
101	(支援)平等割額		●			●	
102	(支援)合計（A）		●			●	
103	(支援)軽減額・軽減区分		●			●	
104	(支援)軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減額を含む
105	(支援)軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
106	(支援)軽減額・平等割額			●		●	
107	(支援)軽減額・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等 割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標 準オプションとする。
108	(支援)軽減額・産前産後軽減額			●			
109	(支援)軽減額・軽減額計（B）			●		●	
110	(支援)限度超過額（C）		●	●		●	
111	(支援)増減調整額（D）		●			●	
112	(支援)条例減免額（E）			●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて 減免額として通知する事例もあることから標準オプ ションとする。

業務	賦課管理		帳票名称	06 国民健康保険料（税）納入通知書
			用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
113	(支援) 減免額 (F)		●			●	
114	(支援) 年税額 (一般・退職合計)		●			●	
115	(介護) 平等割額		●			●	
116	(介護) 合計 (A)		●			●	
117	(介護) 軽減額・軽減区分		●	●		●	産前産後軽減額を含む
118	(介護) 軽減額・所得割額		●			●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
119	(介護) 軽減額・均等割額			●		●	
120	(介護) 軽減額・平等割額			●		●	
121	(介護) 軽減額・産前産後軽減額			●		●	
122	(介護) 軽減額・軽減額計 (B)		●			●	
123	(介護) 限度超過額 (C)	軽減均等割額・軽減平等割額	●			●	
124	(介護) 増減調整額 (D)		●			●	
125	(介護) 条例減免額 (E)			●		●	条例減免額 (旧扶養者減免額) は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
126	(介護) 減免額 (F)		●			●	
127	(介護) 年税額 (一般・退職合計)		●			●	
128	(子ども) 平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
129	(子ども) 合計 (A)	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
130	(子ども) 軽減額・軽減区分	対象年度が令和7年度以前の場合は"***"を設定	●			●	
131	(子ども) 軽減額・所得割額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	産前産後軽減額を含む
132	(子ども) 軽減額・均等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	未就学児均等割軽減額、産前産後軽減額及び18歳未満均等割軽減額を含む
133	(子ども) 軽減額・18歳以上均等割	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
134	(子ども) 軽減額・平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
135	(子ども) 軽減額・未就学児均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
136	(子ども) 軽減額・産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
137	(子ども) 軽減額・均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
138	(子ども) 軽減額・18歳以上均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
139	(子ども) 軽減額・18歳未満均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●			
140	(子ども) 軽減額・軽減額計 (B)	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	
141	(子ども) 限度超過額 (C)	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
142	(子ども) 増減調整額 (D)	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
143	(子ども) 条例減免額 (E)	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定		●		●	条例減免額 (旧扶養者減免額) は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
144	(子ども) 減免額 (F)	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
145	(子ども) 年税額	対象年度が令和7年度以前の場合は"*****"を設定	●			●	
146	年税額 (①+②+③+④)		●			●	
147	公印		●				
148	カスタマバーコード		●			●	
149	通知文		●			●	
150	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
151	問い合わせ先 住所		●			●	
152	問い合わせ先 課名		●			●	
153	問い合わせ先 電話番号		●			●	